

参考

全L協保安28第3号
平成28年4月14日

正会員各位

(一社)全国LPGガス協会

エアコン室外機等の設備と液化石油ガス充てん容器との 保安離隔の確保等について

この度、経産省より標記案件につきまして別添のとおり、関係団体に対して協力依頼を行った旨のお知らせ及び、当協会に対してお客様向けパンフレットの周知依頼がありました。

本件が発出された経緯につきましては、多くのLPGガス販売事業者より、お客様宅にLPGガス容器を設置した際に、法令に基づき火気までの距離を2m超えて設置し、保安を確保していたにも拘わらず、その後に他者が2m以内にエアコン室外機等を設置した場合でも、同室外機等を火気とみなしている都道府県からLPGガス販売事業者が指摘を受けることがあり、当該事業者より経産省等に対して、同室外機等を販売又は設置する事業者等へ注意喚起して欲しい旨の要望が寄せられておりました。

これを受け、経産省より別添のとおり該当する関係団体に対して、同室外機等をやむを得ず2m以内に設置せざるを得ない場合は、設置工事の前にLPGガス販売事業者に連絡し、不燃性の隔壁を設け火気を遮るなどの措置を講じる必要がある旨を傘下の事業者等へ周知するよう依頼されたものです。

また、当協会に対しては、上述の関係団体宛の文書にも添付されております同室外機等を設置されるお客様向けに経産省が作成したパンフレット(別紙1)をLPGガス販売事業者を通じて、お客様に周知するよう依頼されたものです。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては関係者に対し、同パンフレットが経産省の以下のホームページに掲載されましたことをご周知くださいますようよろしくお願ひいたします。

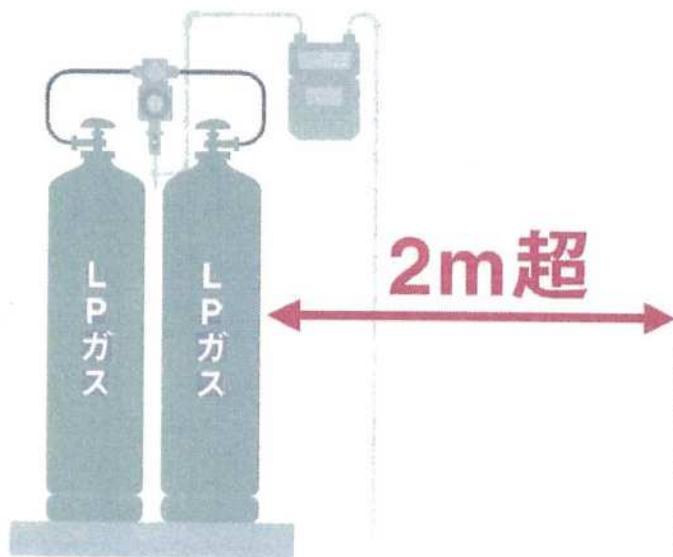
なお、都道府県が同室外機等を火気とみなしていない都道府県協会及び直接会員におかれましては、当該都道府県より問合せ等があった場合は、従来どおりのご対応方よろしくお願ひいたします。

ガスの
安全

LPガスをお使いの皆様へ

LPガス容器の近くに
着火源となりうる電気製品を
設置する際は、

2mを超える保安距離を
確保してください！

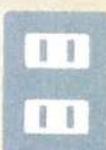


着火源と
なりうる
電気
製品



どんな電気製品が
着火源になりうるの？

電気製品を設置する前に、裏面をチェック！



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry





着火源となる可能性がある電気製品

着火源となるかどうかは、LPガス販売店にご相談ください。

【参考】着火源とならない電気設備

※それ以外の電気製品は、着火源となる可能性があります。

- ① 直接裸火を持たないこと。
- ② 320°Cより高温となる部分を持たないこと。
- ③ 接点を持つ電気製品は、ON-OFFによる電気火花が点火（着火）エネルギーより小さいこと。あるいは、接点が密封されていて、電気火花が外に出ないこと。
※日常使用しない接点など（保守および点検用など）は、接点として扱わない。

上記3項目を全て満たすこと。



保安距離が確保できない時は、どうするの？

不燃性隔壁で火気を遮る措置をしてください。

隔壁の高さはLPガス充填容器よりも低くしないでください。

容器

不
燃
性
隔
壁



着火源となりうる
電気製品

設置をお考えの方は
コチラへご相談を

電話番号等をご記入ください

※「緊急時連絡先」はあらかじめ
LPガス販売店にご確認ください。

■販売店

■緊急時連絡先

スマホで
チェック！

